

7 人の肖像に関する権利（肖像権）

1. 肖像権とは？

人物の肖像には、これを無断で利用されないための権利「肖像権」があるとされています。しかし、この権利は法律上明確に定められている権利ではなく、京都府学連事件（※）、マーク・レスター事件、ピンク・レディ事件等の判決で認められた権利です。

※ 京都府学連事件（最高裁昭和44年12月24日判決）

警察官がデモ行進中のデモ隊を写真撮影した行為に対して、デモ隊のひとりが自己の権利を侵害しているとして訴えを起こした事件。憲法第13条の趣旨により「何人も、その承諾なしにみだりにその容貌・姿態を撮影されない自由を有し」と判示したことで、初めて実質的に肖像権を認めた判決が下された。

そして、その権利は2つの側面に分けて認識されています。

① プライバシー権（人格的保護）

誰でも個人の生活を他人にみだりにのぞかれないものであり、自己の肖像を人目にさらされない人格的利益があるとされています。

この自己の肖像や氏名を撮影、公開されない権利を「プライバシー権」といいます。



② パブリシティ権（財産的利益の保護）

芸能人、プロ野球選手等の著名人はその肖像や名前に顧客を呼び寄せる経済的効果をもっており、財産的観点が強くと認識されます。

この著名人の肖像等による経済的な価値を保護する権利を「パブリシティ権」といいます。



人物以外の「物」には、原則として肖像権は認められません。これは東京、名古屋における競走馬名パブリシティ事件の最高裁判決でも明確にされています。

ただし、他人の所有する著名な「物」に無断で直接アクセスをして撮影して利用する行為は、物を所有しているという所有権の侵害になりえるケースもありますので、了解を得て撮影する等の配慮は必要でしょう。